

鳥取県サクラソウ保護管理事業計画

．事業の目標

サクラソウは、サクラソウ科サクラソウ属に属する湿潤な草地に生育する多年生の草本植物である。サクラソウ属には 500 ～ 600 種が知られており、日本固有種は 14 種である。分布地は北海道南部から九州に分布しており、埼玉県荒川流域の浦和市田島ヶ原のサクラソウ群落は特別天然記念物として保護されている。本県では日野郡地方の落葉広葉樹林の林床に生育している。また、文献上では日南町に約 2 キロにわたって生育していたとの記録が残されているが現在では 2 箇所しか確認されていない。平成 14 年に「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき特定希少野生動植物種に指定された。

サクラソウの生育環境は、落葉広葉樹林内で適度な明るさと適度な湿潤を必要とするが、それらの変化への適応力は弱いと考えられる。また、種子の分散力に乏しく、生育地である落葉広葉樹林外への分布域の拡大は難しく、現在生育している個体群もその樹林の中だけで長い間生育していたと考えられる。

本事業は、県内の生育地において生育環境の改変により、短期間で個体の減少が始まり絶滅の危機に瀕しているという現状に鑑み、生育状況の適切な把握や移植及び落葉広葉樹林の保全を図り、適切な維持管理を県民との協働により実施していくための方策等も検討し、サクラソウが自然状態で安定的に存続していくことを目標とする。

．事業の区域

県西部の日野郡地方における本種の分布域

．事業の内容

1 個体群の保全・管理

(1) モニタリング

サクラソウの生育地は個体群の衰退と環境の改変が進んでいることから、生育状況や環境改変状況に係るモニタリングを実施し、即応的な対策を図る。

(2) 生育地の周辺樹林における分布調査

現在、確認されている生育地の周辺樹林にも分布している可能性が高い。

そこで、生育地の周辺樹林において新たな生育個体及び個体群の確認調査を実施する。

(3) 生育地における保護増殖対策

生育地の群落別花型は短花柱型が大部分であり、自然状態では結実が困難であるため、人工受粉などの保護対策を推進する。

(4) 生育地における盗掘の防止

サクラソウは、園芸目的で採取の対象になりやすい。そのため、「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」により特定希少野生動植物種に指定され、採取が禁止されていることを積極的に周知、希少野生動植物保護推進員や周辺住民による監視の実施、生育地の自然生態系保全地域への指定を検討すること等により、盗掘を防止する。

(5) 周辺樹林地等への移植

生育地のサクラソウの株の一部を、緊急避難及び危険分散のため、生育地周辺の落葉広葉樹林への移植を検討する。移植地は、安定的な生育環境の確保や、適正な樹林の管理が必要であることから、県や地元自治体等の所有地から、選択することが望ましい。また、交雑を防ぐため、他地域の個体群が近接して生育していない場所とする。

また、分株や種子による増殖が比較的容易であるため、将来的には個体増殖や移植を、他地域への遺伝的拡散や園芸栽培への傾倒などが起こらないよ

う配慮しながら、地元住民との協働により推進する。

(6) その他

生育地となる落葉広葉樹林を安定的に確保する方策を検討するとともに、種としての特徴や環境中での役割、生育する樹林の役割や価値を周知して、地元住民との協働で持続的に担える保全・管理の方策を推進する。

2 生育環境の保全・管理

(1) 生育地の管理

サクラソウの生育地である沢沿いの落葉広葉樹林は、隣接しているヒノキの人工林によって日陰になるなど、生育環境が悪化し個体数が減少するおそれがある。また、スギの人工林が伐採され生息地は、夏季にツル植物や陽生の草本植物が優勢して藪になり日陰になるなど、生育環境が悪化し個体数が減少するおそれがある。これらの生育地での管理として、ヒノキの伐採や草刈を行い日当たりの良い生育環境の維持を行う。

(2) 土地保全策の検討

生息地である落葉広葉樹林の保全は、長期安定的な土地の担保が極めて重要である。そこで、「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」による自然生態系保全地域の指定を目的とした条例等の活用を検討することとする。

(3) 保全管理体制の整備

サクラソウは、強い採取圧にされされていることから、これまで生育地の公開は行われていない。今後はこのような希少種を多くの県民の周知により、県民との協働で保全管理していく体制の形成が必要であり、そのような方向の中で保全管理体制の整備が図られていくことが望ましい。

現段階では場所を特定せずに、希少野生動植物種の保護の必要性について、できるだけ多くの県民との合意形成を図ることを目指すこととし、その中で希少種の保護管理を担う自治体、地元住民等の各主体によるネットワーク形

成を図ることとする。

3 法的規制・位置付け等

(1) 鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例関係

サクラソウは個体数は著しく少なく、その分布が限られており、生育環境の急激な改変により、絶滅の危機に瀕していることから、「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」により特定希少野生動植物種に指定され、既に原則として採取等を禁止されている。また、自然生態系保全地域の指定については、生育地を告示する必要があるため、その場所が特定されやすくなるため、十分な盗掘防止策の実施を前提として、行うこととする。

(2) その他の法令関係

生育地が、森林法の地域森林計画の対象森林になっていることから、森林法との調整を図りながら保全を図っていくことが必要である。

4 社会的支援体制の強化及び普及啓発の推進

(1) 種の普及啓発の推進

サクラソウは一般の県民にはあまり知られていない種であり、その保護管理に関する施策の推進に際しては、生物多様性保全の観点から希少動植物種保護の必要性等について、県民との合意形成が必要であることから、効果的な普及啓発を推進する。

更にサクラソウは園芸的知識があれば栽培増殖が比較的容易であるため、将来的には保護増殖活動への地元住民の直接的な参加を求めるなど、参加・体験学習型の普及啓発方策を検討する。

(2) 社会的支援方策

普及啓発の実施を通して、希少野生動植物保護に係るネットワークの形成を図り、県民の中から、希少野生動植物の保護管理を担う人材の育成を確保するなど、保護管理基盤の強化を図る。

5 事業推進への連携体制

サクラソウ保護管理事業の実施に当たっては、地元自治体・民間団体・地元住民等による連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。